

## 板橋区立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

令和2年3月10日東京都板橋区教育委員会規則第10号

### (目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (名称)

第2条 協議会は、コミュニティ・スクール委員会（以下「CS委員会」という。）と称する。

### (定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 CS委員会が、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 地域住民 対象学校の通学区域（東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則（平成15年板橋区教育委員会規則第6号）第2条第2項第1号に規定する通学区域をいう。）内に住所を有する者をいう。
- (3) 保護者 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者をいう。

### (CS委員会の趣旨)

第4条 CS委員会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び対象学校の校長（以下「校長」という。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画、保護者等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

2 CS委員会は、学校運営への必要な支援について、対象学校の地域学校協働本部（社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に基づき、地域と学校が目標を共有して活動を行う体制をいう。）と密接な連携を図るものとする。

### (設置)

第5条 教育委員会は、板橋区立小学校及び中学校（以下「学校」という。）ごとに、CS委員会を置く。

(複数校での設置)

第6条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず、同一の学びのエリア（東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則第2条第2項第5号に規定する学びのエリアをいう。以下同じ。）内の全ての学校に係る一のCS委員会を置くことができる。ただし、天津わかしお学校については、この限りでない。

2 前条の規定により設置されたCS委員会が、前項の規定によるCS委員会を置くことを希望するときは、当該全てのCS委員会がそれぞれ教育委員会にその旨を届け出るものとする。

3 前項の規定による届出は、各CS委員会の当該CS委員会の委員の半数以上の出席により、出席委員の過半数で決したときに限り行うことができる。

4 教育委員会は、次の各号に掲げる場合には、第1項の規定によるCS委員会の設置を解消する。

(1) CS委員会から届出があった場合

(2) 学校ごとにCS委員会を置く必要があると教育委員会が認めた場合

5 前項第1号の規定による届出は、当該CS委員会の委員の半数以上の出席により、出席委員の過半数で決したときに限り行うことができる。

6 教育委員会は、前条及び第1項から前項までの規定により、CS委員会を設置又は解消した場合は、告示するものとする。

(学校運営の基本的な方針の承認)

第7条 校長は、学校運営の基本的な方針として、次の各号に掲げる事項について、CS委員会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標に関すること

(2) 教育目標を達成するための基本的な方針に関すること

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行う。

(教員の任用に関する意見の申出)

第8条 法第47条の5第7項の規定により述べることができる意見は、第4条に定める趣旨及び第7条の規定により承認した学校運営の基本的な方針の実現に資するための意見とする。

(委員の委嘱等)

第9条 CS委員会の委員（以下「委員」という。）の総数は、15名以内とし、次に掲げる者について、教育委員会が校長の推薦（第1号に掲げる者を除く。）により委嘱又は任命する。ただし、第6条第1項の規定による委員の総数は15名を超えることができる。

- (1) 校長及び対象学校の副校長
  - (2) 保護者
  - (3) 地域住民
  - (4) 地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員をいう。）
  - (5) 学識経験者
  - (6) 関係行政機関・教育機関の職員
  - (7) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 第6条第1項の規定による委員（前項第1号に掲げる者を除く。）の推薦は、当該CS委員会の設置に係る全ての学校の校長の同意をもって行うものとする。
  - 3 校長は、第1項第2号から第4号までに掲げる者を必ず推薦するものとする。
  - 4 教育委員会は、第1項第2号から第5号まで及び第7号に掲げる者を委員として、10名以内で委嘱するものとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、当該人数を超えて委嘱することができる。
  - 5 前項本文の規定にかかわらず、第6条第1項の規定による委員として委嘱する場合は、15名以内とする。
  - 6 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

#### （委員の任期）

- 第10条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （守秘義務等）

- 第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
    - (1) 委員にふさわしくない非行を行うこと
    - (2) 営利行為、政治活動、宗教活動等に委員としての地位を不当に利用すること
    - (3) その他CS委員会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

#### （委員の解任）

- 第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人からの辞任の申出があった場合
- (2) 前条の規定に違反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年板橋区条例第25号)の定めるところによる。

(委員長等)

第14条 CS委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、校長及び対象学校の副校長を除く委員の中から、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員長は、CS委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議の開催)

第15条 CS委員会は、委員長が招集する。

- 2 CS委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 CS委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。
- 4 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 前項の規定により会議に出席した者には、第11条の規定を準用する。

(会議の公開等)

第16条 CS委員会は、公開とする。ただし、個人情報や児童・生徒の安全対策等に関して協議する場合その他特別の事情により会議を公開することが適切でないと委員長が認めるときは、非公開とすることができる。

- 2 CS委員会を傍聴しようとする者は、あらかじめ委員長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 傘、杖(委員長の許可を得たものを除く。)の類を携帯してはならない。
  - (2) 飲食又は喫煙してはならない。
  - (3) 議場における発言に対し批評を加え、又は可否を表してはならない。
  - (4) 騒ぎたて、議事を妨害してはならない。

- (5) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
  - (6) 携帯電話及びパソコン等の情報通信機器の電源を切らなければならない。
  - (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。
- 4 傍聴人が、前項の規定に違背したときは、委員長はこれに退席を命ずることができる。

(情報提供)

第17条 教育委員会及び校長は、CS委員会が議事について十分な協議及び意思決定を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(運営に必要な事項)

第18条 CS委員会は、その定めるところにより、必要に応じて部会を設置し運営することができる。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。